

平成20年2月29日(3)

開議 10時30分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第1号から日程第42 議案第42号までを一括議題といたします。
各委員長から、付託案件に対する審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、産業建設委員長、お願いいたします。

○4番 爪丸裕和君

産業建設委員会に付託されました10議案について、審査をいたしました経過並びに結果について、ご報告いたします。

議案第6号 豊前市地域住民交流センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、現行の使用料を適正化させる件と、暴力団排除を明確化するもので、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第22号 指定管理者の指定について、豊前市まちなか交流センターを、東八地区活性化推進協議会に管理指定するもので、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第26号 豊前市道路線の認定及び変更について、認定路線が1線、変更路線1線で、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第28号 平成19年度豊前市一般会計補正予算(第5号)、豊前市水道事業会計補助金に7570万円、ほ場整備事業負担金は、610万円の減額補正であります。
審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第30号 平成19年度豊前市水道事業会計補正予算(第1号)、7570万円を補正するもので、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第31号 平成20年度豊前市一般会計予算農林水産費4億8017万8000円、土木費14億8513万4000円、商工費1億3855万3000円で、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第39号 平成20年度豊前市水道事業会計予算です。収益的収入4億8428万5000円、収益的支出5億3618万6000円、資本的収入8610万1000円、資本的支出1億6389万6000円、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第40号 平成20年度豊前市水道事業特別会計予算、収益的収入3億9653万7000円、収益的支出5億601万9000円です。資本的収入1億3509万円であり、資本的支出2億8270万9000円です。

更に、農業集落排水につきましては、収益的収入が3187万4000円、収益的支出が3954万4000円、資本的支出1375万4000円です。

審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第41号 平成20年度豊前市東部地区工業用水道事業会計予算です。
収益的収入1892万7000円、収益的支出1891万7000円、資本的収入185万1000円、資本的支出185万1000円で、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第42号 上毛町外1市財産組合の解散について、上毛町と豊前市が共同処理をする必要がなくなったというものであります。審査の結果、全会一致で可決であります。

以上、報告いたします。

○議長 秋成茂信君

次に、文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

皆様、おはようございます。昨日、平成20年2月28日に、文教厚生委員会を行いました。議員全員出席のもとで行うことができました。

付託された案件が24件で、意見書が1件ということでしたので、時間もしっかりとらせて頂きながら、しっかり審議させて頂きましたことを報告いたします。

議案第2号としましては、健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、4月より、現在の老人保険法による老人医療から、高齢者医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度が施行されることによる条例の一部改正でした。全員賛成で可決。

議案第3号、議案第2号と同じく、後期高齢者医療制度の施行に伴う重度心身障害者医療の条例改正及び障害者医療の住所地特例の対象となる施設を明記した条例の一部改正でした。賛成多数で可決いたしました。

議案第4号は、健康保険法の一部改正をする法律が施行されることに伴い、一部負担金の割合及び特定健診等が始まることによる保険事業等の条例の一部改正で、賛成多数で可決いたしました。

議案第5号は、豊前市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部で、罰則は少し変わるのではないかと、という意見がありましたが、全員賛成で可決いたしました。

議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、これは暴力団排除の内容ですので、一括して報告させて頂きます。審査の結果、全員賛成で可決いたしました。

議案第10号 豊前市公民館使用条例の一部改正で、公民館の時間区分の見直しに対しては賛成多数で可決。

議案第11号も、豊前市学習等供用施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、時間区分の見直し、そして、使用料の適正化ということで、賛成多数で可決いたしました。

議案第12号 豊前市体育館の施設及び管理運営に関する条例の一部、そして、議案第17号は、ミニグラウンドの件です。体育館の件はトレーニング室の使用料の見直しです。

議案第17号は、ミニグラウンドの使用料の設定ということで、それとともに12号も17号も、暴力団の廃止ということが入っております。これは賛成多数で可決いたしました。

議案第18号 豊前市市民会館使用条例の一部を改正する条例の制定についても賛成多数で可決いたしました。

議案第20号 豊前市後期高齢者医療に関する条例の制定について、この件は、賛否同数になりましたので、委員長裁決で可決いたしました。

議案第21号 豊前市立養護老人ホーム向陽荘設置条例を廃止する条例の制定については、賛成多数で可決いたしました。

議案第23号 指定管理者の指定について、これはボダイさんのほうが、資料をしっかりと提出しておりませんでしたので求めましたが、豊前市の今までの図書館が、とても皆様によかったのではないかという、それ以上のサービスのできることを要望いたしながら、賛成多数で可決いたしました。

議案第28号 平成19年度豊前市一般会計補正予算（第5号）は、全員で可決でございます。

議案第31号 平成20年度豊前市一般会計予算は、これも賛否同数となりましたので、委員長裁決といたしまして可決いたしました。

議案第32号 平成20年度豊前市国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決いたしました。

議案第33号 平成20年度豊前市老人保健特別会計予算は、賛成多数で可決いたしました。

議案第34号 平成20年度豊前市後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で可決いたしました。以上でございます。

○議長 秋成茂信君

次に、総務委員長。

○11番 山本章一郎君

総務委員会から、付託されました案件につきまして、審査の経過並びに結果を報告いたします。総務委員会は、25日、27日の2日間に分けて審査したところであります。2日間とも全議員出席の中、慎重審査を行いました。

まず、最初に、議案第1号は、豊前市教育委員会教育長の退職手当に関する条例を改正するものであります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第19号は、豊前市個人情報の保護条例の制定についてであります。今後、罰則についても整備する必要があるという説明も付け加えられまして、審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第24号は、財産の処分についてであります。能徳工業団地内の廃棄物処理場の一

部を河村化工株式会社に売却するものでございます。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第25号は、財産の無償譲渡についてであります。老人ホーム向陽荘を、社会福祉法人豊勝会に譲渡するものであります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第27号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。求菩提、鳥井畑、岩屋、上川底、中川底を整備するものであります。審査の結果は、全会一致で可決であります。

次に、議案第28号は、平成19年度豊前市一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出1億6204万2000円を、それぞれ追加するものであります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第29号は、平成19年度豊前市バス事業特別会計補正予算(第1号)であります。主な中身は、バスの購入を先送りするものであります。審査の結果は、全会一致で可決をいたしました。

次に、議案第31号であります。平成20年度豊前市一般会計予算であります。歳入歳出113億4560万円であります。豊前市総合計画の後期基本計画に沿って、その初年度であり、将来を見込んだ予算が組まれておりました。総合的に見て、目標年次、平成23年には3万2500人に届くものと思われまます。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第35号は、平成20年度豊前市住宅新築資金等貸付事業の特別会計の予算であります。歳入歳出1590万9000円あります。担当者の努力で、貸付金が1200万円ほど返済され、前年度比、今言いました1200万円が減額となっております。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第36号は、平成20年度豊前市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出1000万円あります。これは前年度と同額となっております。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第37号は、平成20年度豊前市営駐車場事業特別会計の予算であります。歳入歳出860万円あります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

最後に、議案第38号は、平成20年度豊前市バス事業特別会計予算であります。歳入歳出4079万6000円となります。日本1安く運営できているバス事業だという説明も付け加えられたところあります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

以上、総務委員会から報告を終わります。

○議長 秋成茂信君

以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありませんか。渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

議案第23号の指定管理者の指定について、委員長さんにお伺いしますが、図書館の件

ですが、図書館というのは、大変これからの青少年にとって大切な施設だと思っておりますが、なんかボダイとかチラッとおっしゃいましたが、どういう方たちが、これを運営して頂けるのでしょうか。そして、その中に中心になるような人は、ちゃんと資格がおありでしょうか。その辺は審査の対象にありましたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長 秋成茂信君

文教厚生委員長。資料に基づいて説明してください。

○5番 村田喜代子君

私も、まだ、しっかりボダイというのが分かってはいるんですが、中心者は栗焼鼻という方で、豊前市岩屋になっております。特定非営利活動法人プロジェクト・ボダイとなっております。資格は書いてありません。そういうことです。

○議長 秋成茂信君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

その方は経営といったらおかしいけれども、実際に、図書館を管理運営すると言いますか、要するに図書司書とか、そういう資格が多分なければできないじゃないかと思いますが、そういう方はおられるのでしょうか。

○議長 秋成茂信君

文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

一応、昨日の説明では、職員、従事する方が9名だそうです。その中に、司書を4人置きたいということをおっしゃっていただきました。まだ今からだそうです。

(「分かりました」の声あり)

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

議案第23号、私は違う視点から質問しますが、民営化、民間委託というのは、行革の政策の中でコストダウンの関連からいきますが、このメリットとしまして、どれだけ今の予算が削減されるのか、その点について説明を求めます。

○議長 秋成茂信君

文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

2700万円かかっておりましたのを、1割削減しまして2500万円ということになっているそうです。

○議長 秋成茂信君

爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

その点について、1割弱の削減が適正かどうか、その辺は委員会でしっかり議論されたかどうか、そこだけ求め終わります。

○議長 秋成茂信君

文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

それは言いました。中村議員からも出ましたし、皆さん、そういう所が一番引っかかっておりました。それと4月からという早急なことに対して、本当にそれが成り立っていくのか、ということの議論は随分しました。その上で、今、雇用している方たちもできるだけ勤めさせて頂けるような方向にお願いしながら、見直しをいたしました。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。討論の方はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

私は、今議会に提案されました42議案中、17議案、議案第3号、第4号及び第6号、議案第10号から12号まで、議案第17号、20号、21号及び25号、議案第31号から35号まで及び39号、40号について反対の立場から討論いたします。

まず、議案第3号については、後期高齢者医療制度の導入に伴う条例の改正という側面もあります。後期高齢者医療制度自体、問題のある制度だと思っておりますので、この立場から反対いたします。

次に、議案第4号については、3割負担から2割負担へと軽減される年齢枠が広がるとか、葬祭費が2万円から3万円に引き上げるなど、前進面もあります。しかし、70歳以上の高齢者に対しては、1割負担が2割負担へと倍増となります。これは高齢者いじめの条例改正であり、到底、容認できるものではありませんので反対いたします。

次に、議案第6号について、暴力団排除については、全く同感ではありますが、市民負担が増えることについては納得できません。こういった理由から反対いたします。

また、議案第10号から12号及び17号についても同様の意見であります。

議案第20号は、後期高齢者医療制度に関する条例の制定であります。これは、これまで何回も指摘しているように、様々な問題を抱えた制度であります。一言で言えば、老人差別の医療制度です。この観点から、この議案に反対いたします。

議案第21号は、25号との関連で討論いたします。老人ホームの民営化問題では、私も、これまで何度か意見を述べてきましたが、やはり高齢者福祉は、民ではなく官がきちんとした責任を持つべきであるという立場であります。この立場から、この2つの議案に

反対いたします。

次に、議案第31号については、これまでよりも、かなり削減されたとは言え、同和対策予算の計上がされております。ハード事業は僅かとなりましたが、ソフト事業、特に、教育啓発について、執行部は推進の方向であります。私は、このような予算は必要ないという立場でありますので、反対いたします。

最後に、議案第32号から35号まで及び39号、40号については、制度自体の問題点を指摘して反対いたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第1 議案第1号及び日程第2 議案第2号の2件を一括採決いたします。

各議案についての委員長報告は、いずれも可決であります。

本案2件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案2件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決ですが、ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決ですが、ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決ですが、ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号から日程第9 議案第9号まで3件を一括採決いたします。
各議案に対する委員長報告はいずれも可決であります。

本案3件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

(「議事進行で、少し」の声あり)

はい。どうぞ。渡辺議員。

○6番 渡邊 一君

私も膝が痛いので、起立が困難なので挙手でお願いしたいと思います。

○議長 秋成茂信君

ちょっと待ってください。事務局から報告させてください。

○事務局長 初山吉治君

事務局から説明いたします。会議規則によりまして、起立採決が基本となっております。挙手による場合は、会議規則の変更をしなければならないと思いますので、現時点では、一応、起立によらなければならないと思います。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

今から膝が痛くなる人が多くなるんだから、休憩して会議規則を変えればいい。

○議長 秋成茂信君

議運の委員長。

○3番 古川哲也君

暫時休憩を求めて。

○議長 秋成茂信君

議長サイドでやらせてください。今回は、事務局から報告のとおり起立によってしたいと思います。

日程第10 議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いた

します。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号から日程第16 議案第16号まで4件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。

本案4件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号及び日程第19 議案第19号の2件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。

本案2件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案2件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第20 議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号から日程第30 議案第30号まで5件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。

本案5件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いた

します。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第36号から日程第38 議案第38号まで3件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。

本案3件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第41号及び日程第42 議案第42号の2件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。本案2件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案2件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第43 意見書案第1号及び日程第44 意見書案第2号を議題といたします。委員長報告を求めます。意見書案第1号については、産業建設委員長、お願いします。

爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

産業建設委員会に付託されました意見書案第1号 道路特定財源の確保等に関する意見書案の提出について審査をいたしました。暫定税率を維持し、道路特定財源をしっかりと確保するという中身のものです。審査の結果、全会一致で採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長 秋成茂信君

次に、意見書案第2号について、文教厚生委員長にお願いします。村田議員。

○5番 村田喜代子君

文教厚生委員会に付託されました後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書案について、ご報告申し上げます。文教厚生委員会で話し合った結果、審議した結果ですね。中止・撤回というのは、国の問題の中での話し合いですので、これでは賛成はできないという意見が出まして、提出者、宮田議員と吉永議員さんとの話合の中で、中止・撤回ということではなく見直しを、ということで審議し直しました。これは委員会での修正といたしました。その結果、5項目書いておりますが、見直しの結果、全員賛成ということで審議いたしました。ご報告申し上げます。

○議長 秋成茂信君

以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方ありますか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

意見書案第1号についてですが、道路特定財源に関しましては、私どもは、これは一般財源化し、福祉とか教育にも使えるよう以前から主張しておりますので、この立場から、この意見書案については反対いたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第43 意見書案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第44 意見書案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は一部修正・可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、意見書案第2号の修正案は可決されました。

日程第45 請願第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。産業建設委員長、爪丸議員、お願いします。

○4番 爪丸裕和君

産業建設委員会に付託されました請願第1号を審査いたしました経過並びに結果について、ご報告いたします。中身につきましては、現行の農業政策を改革するもので、規制を緩和することにより、小規模農家をしっかり守っていこう、という中身のものでありまして、審査の結果、全会一致で採択されました。以上、ご報告いたします。

○議長 秋成茂信君

以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されました。

お諮りいたします。

以上をもって、今定例会の会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

よって、平成20年第1回豊前市議会定例会は、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。

ここで、市長から発言が求められていますので、許可します。市長。

○市長 釜井健介君

平成20年第1回定例市議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月15日より本日までの期間にわたりまして、今後の豊前市が大きく飛躍するために必要な予算及び重要案件につきましての慎重なご審議を頂き、また、本日、原案どおりご賛同頂きまして心より敬意と感謝を申し上げます。議員の皆様方から賜りましたご意見・ご要望等に十分留意をいたしまして、市民と行政の協働のまちづくりの実現に向けて、各種施策を精力的に、そして、着実に推進してまいる所存でございます。

議員の皆様方にとりましては、この度の定例市議会が、任期最後の議会となりましたが、これまで4年間のご支援・ご尽力に厚く御礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、引き続き立候補される方、また、今期をもって後進に道を譲られる方もいらっしゃるわけですが、引き続き立候補される皆様方には、ご当選なさいますよう心からご祈念申し上げます。また、ご勇退される皆様方におかれましては、今後とも、ご在任中と変わることなく、豊前市の発展のため、ご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長 秋成茂信君

市長のご挨拶は終わりました。

ここで、任期最後の議会を閉会するにあたりまして、議会を代表して一言ご挨拶申し上げます。本定例会は2月15日に開会し、本日をもって閉会いたしますが、15日間の会期中、議員各位におかれましては、時節柄、何かとご多用中にもかかわらず熱心に、かつ慎重にご審議賜り、平成20年度の各会計予算をはじめ、諸議案の可決をみましましたことにつきまして、議長といたしましても厚く御礼申し上げます。顧みまして過去4年間、本市議会の運営が、本日まで円満にまいりましたことを皆様方とともに慶びたいと存じます。

さて、私達議員の任期は、4月9日をもって満了することになりましたが、今期で勇退される議員におかれましては、今後とも、豊前市発展のため、ご指導・ご協力頂きますようお願い申し上げます。

また、今回の市議選に再出馬を予定されておられます議員におかれましては、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場でお会いできますよう、格段のご健闘とご奮闘を心からお祈り申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私からの御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

それでは、これをもって閉会いたします。皆さん本当にお疲れ様でございました。

閉会 11時23分